

## 第14回西和賀町議会臨時会

令和3年8月6日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第14回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、深澤重勝君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。町長より地方自治法243条の3第2項の規定に基づく町の第三セクターの経営状況書類の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

本日の臨時会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。

その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。健康福祉課長、新田由香里。建設課長、高橋光世。病院事務長、東清彦。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。

以上であります。

議長 ここで、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。今日の臨時会、よろしくお願いを申し上げます。

私から、3項目について行政報告を申し上げたいと思っております。

最初に、損害賠償に係る専決処分について報告します。1件目は、本年1月15日、役場沢内庁舎において、庁舎北側の書庫前の駐車場に駐車していた車両に屋根の雪が落下したことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は31万2,884円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、本年2月26日、西和賀町上野々地内において、秋田自動車道を走行中の車両に町が管理する高架橋の雪庇が落下したことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。車両損害事故

に伴う町の損害賠償金額は76万693円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、施設等の適正管理の不足などであることから、注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、現在も全面通行止めが継続されております一般国道107号の状況並びに対応について報告します。岩手県によりますと、これまでに地滑りを起こしている斜面の水を抜くための横ボーリングや、地滑りの範囲や地滑り面の深さなどを推定するためのボーリング調査を行ってきたところであり、大方の調査が終えられる段階に来ているとのことでもあります。今後、調査結果等を分析し、本格的に対策工事の検討を行っていく過程において、復旧、通行再開までの道のりが見えてくるものと思っておりますが、そこまではもう少し時間を要するという話を伺っているところでもあります。

一方、本町のほか、北上市、横手市の行政当局、議会、観光商工団体など、15団体で構成する一般国道107号（川尻・当楽間）改良整備促進期成同盟会を去る6月15日に設立し、一日も早い復旧とトンネル化を含めた抜本的な改良整備についての要望活動にも着手しております。

6月15日に県知事と県議会議長に対する要望会を実施したほか、7月には国土交通省の出先機関に当たる岩手河川国道事務所と東北地方整備局への要望会、そして国土交通省本省、財務省、本県関係の衆参国会議員への要望活動も鋭意行ってきたところでもあります。コロナ禍にあって、様々な制約が付きまとう要望活動ではありますが、あらゆる手だてを尽くして町民が安心して生活できる道路環境の実現に向けて力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告します。65歳以上の方々の

集団接種は、町立西和賀さわうち病院を会場とし、毎週日曜日に実施し、7月25日に終了しております。65歳以上の方の88.8%の方が2回目のワクチン接種を終えている状況です。64歳以下の方々の集団接種については、8月1日から始めており、8月29日に終了する予定で進めております。集団接種の実施に当たっては、町内の医療機関等の医師や看護師、スタッフ、歯科医師、薬剤師等の皆様にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

また、町内の医療機関においてワクチン接種が実施できる体制を医療機関の方々と協議を行っておりますので、接種体制の詳細が決まり次第、順次町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

最後に、町民の皆様には、感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心がけていただいていることに感謝申し上げます。国内の新型コロナウイルスの感染状況は、首都圏を中心に新規感染者の増加が見られ、緊急事態宣言対象区域の追加並びに期間の延長など、全国的な感染拡大が危惧されております。

岩手県においても感染者数増加の状況を踏まえ、岩手警戒宣言により感染拡大防止に向けた取組を徹底することとしております。8月に入り、お盆の休暇を迎え、ご家族、ご親友、ご友人など、ふだんとは違った人の移動や集まりの機会が多くなり、感染リスクが高まる場面が増えることから、改めて町民の皆様には感染予防対策の取組についてご協力をお願い申し上げます。

私から、以上3項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。  
議長　これで行政報告を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号　西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号  
西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国が推進する新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に行うため、集団接種業務に従事した管理職員の管理職員特別勤務手当について、所要の改正をしようとするものです。改正の内容は、第19条の2、管理職員特別勤務手当について、第3項の次に新たに第4項として、第1項に規定する臨時、または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日等の勤務において「新型コロナウイルスワクチン集団接種業務に従事した場合は、前項第1号の規定に関わらず勤務1回につき、10万円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する」を加え、第4項中、前3項を第4項に改め、同項を第5項とするものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第2号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般国道107号通行止めに伴う対応と、新型コロナウイルスワクチン接種事業関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,620万7,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、一般国道107号通行止対策事業163万2,000円の増額は、一般国道107号が5月1日の地震の影響などにより、大石地区においてのり面等の斜面変状があり、土砂崩落等の危険性が高まっていることから、全面通行止めとなっています。このことから、天ヶ瀬地区住民の負担を軽減するため、北上方面への通勤者に対し燃料費の助成を使用とするものです。助成額は、1人当たり月額1万2,000円を上限とし、令和3年8月から令和4年3月までの8か月分を見込むものです。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業95万9,000円の増額は、65歳以上の集団接種に係る経費の確定及び今後のワク

チン接種に係る経費を見込み、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、7節報償費、12節委託料等について、それぞれ調整しようとするものです。

次に、6ページの歳入について説明いたします。16款1項2目衛生費国庫負担金56万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金になります。2項3目衛生費国庫補助金39万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費になります。これらの国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源として見込むものです。

21款1項1目繰越金163万2,000円の増額は、補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
淀川豊君。

10番 おはようございます。私から1点お聞きしたいのですが、歳出の通勤燃料費助成金ということで、今町長から月1万2,000円を上限に燃料費の助成をしたいということでご説明いただきましたが、大変天ヶ瀬地区の皆様にとってはありがたい措置だなというふうに思っております。私もその点についての異論はないわけですが、ちょっと行政としての考え方についてお聞きしたいのですが、今回107号の通行止めに当たっては影響を大きく受けているというところが天ヶ瀬地区ということになります。全町民がその影響を受けているということではないかなというふうに私は思いますが、例えば北上へ通勤する町民が沢内方面からもいらっしゃるかなというふうに思います。特に例えば貝沢からいるか分かりませんが、町北からも北上に通勤している方がいらっしゃるかなというふうに私は思っているのですが、そういった方も何らかのやはり影響を受けながら北上に通勤をされ

ているという現状であります。行政としての考え方については今回天ヶ瀬地区の影響が大きいということなのかもしれませんが、基本的に天ヶ瀬地区の住民に対する助成を行うということで、町内全域に影響がある中でそういう措置をするということの基本的な考え方、今後もこういった措置を取っていただければありがたいということも多々あるかと思っておりますので、この機に行政としての基本的な考え方をお伺いしたいと思っております。

議長 細井町長。

町長 ただいまの淀川議員さんのご質問に対して答弁してまいりたいと思っております。

ご指摘のように、町にとっての最大の主要幹線である107号線が止まったわけですから、全町民がこれに対して大変なダメージを受けているということは間違いのないというふうに思います。これは、そういう災害ですので、あえてやはり皆さんがそれぞれそれに対応するしかない、基本的にはそういうことになるかと思っております。

ただし、現在の107号線の状況から見ますと、大石、耳取地区がやはりあまりにもダメージが大きいと、他地域と比べて決定的にダメージが大きいということを判断した上で、何らかの応援措置を講ずるべきということで、全く全てカバーするということはもちろんできませんけれども、日々毎日仕事に通っている人に対しては、応分の支援は必要だろうということで、その被害が特に甚大であったという……被害が甚大というのですか、土砂崩落によって受けるダメージがほかよりも圧倒的に大きかった部分について、幾ばくかの支援をすべきということで検討したものでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 私も今の点についてなのですが、今回は通勤燃料費の助成金ということなのですが、新聞報道にもあったかと思うのですが、飲食店等への影響もあるのだというふうな

報道があったかと思っております。町として、そういうところの調査等していらっしゃるのか。していないとすれば、今後そういう調査について行う予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 107号線の通行止めに伴い、飲食店等、観光事業に対する影響が出ているというふう聞いております。これに対する手当については、今調査結果が今後出てくるということで、どれぐらいの期間になるかということと絡みながら、そのダメージの大きさについて調査をしてみたいというふう考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 これは、長引くものでございますので、迅速に調査をしていただいて、迅速な手当が求められているのではないかなと思っておりますので、その辺、迅速を考慮していただきたいなと思っております。迅速な対応を考えていただくわけにはいかないのかな。どうでしょうか。大変その点、住民が苦慮している点が考えられます。迅速についてお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ご指摘の点に関しましては、コロナ等の影響も受けておる状況下でありますので、この107号による影響についても全力を挙げて迅速に対応してまいりたいと思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第2号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第3号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の収入において、新型コロナウイルスワクチン接種委託料347万円の増額と、支出について給与費の管理職員特別勤務手当317万円の予算計上に係るもので、病院事業収益の合計を9億4,746万8,000円、病院事業費用の合計を10億1,806万1,000円とするものです。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行っております。

第3条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものです。

続いて、収益的収支及び支出予算の実施計画について説明いたします。6ページを御覧ください。収益的支出予算について説明いたします。1款1項1目給与費については、新型コロナウイルスワクチン集団接種の実施に伴い、休日に集団接種業務に従事する管理職員の医師、看護師及び事務員に支給する管理職員特別勤務手当317万円の増額を行うものです。

5ページをお開きください。収益的収入予算

につきましては、1款1項3目2節公衆衛生活動収益に新型コロナウイルスワクチン接種委託料347万円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第4号 若者単身用定住促進住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 若者単身用定住促進住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求め

るものです。

契約の内容は、次のとおりであります。1、工事名、若者単身用定住促進住宅建築工事。

2、工事場所、西和賀町湯本地内。

3、契約金額1億615万円。

4、請負者、岩手県盛岡市下太田下川原100番1号、樋下建設株式会社、代表取締役、樋下光。

参考までに、工期は令和4年3月31日、指名業者は町外5者、入札は7月29日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。淀川豊君。

10番 まず初めに、今回の入札事業については、前回不調だということで再入札をされた物件かというふうに思いますが、前回の不調となった入札の予定価格と今回の契約案件の入札の予定価格は同じであったか、差があれば、どの程度の差があったのかということと、今回おおむねウッドショックによる木材の高騰があって、単価等補正をされたというふうに想像をするところですが、今回の発注に当たっては設計内容の中で木材の単価等の補正だけ行われたものか、ほかの設計内容で単価補正、例えばそういった積算上の変更があったのか、まずはその点についてお伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員がおっしゃったとおり、5月24日に入札が不調に終わったということで、原因等を調査いたしました。その結果、ウッドショックという部分が大きい問題であったということに理解しております。当初の設計額につきましては、建物と、あと附帯工事費ということで金額が算定されておりましたけれども、今回新た

にウッドショックの状況を加味しながら、再積算した結果、大体建物本体のみの工事額という形、当初予算の部分でいくと、そこまでの工事しかできないであろうというふうに判断したところです。木材価格の高騰によって、どれくらい差が開いたかというのをちょっと計算してみると、やっぱり1.4倍ほどになっているというふうに理解しておりますということです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 木材価格1.4倍ということでご説明をいただきましたが、質問していることに明確にご答弁いただけなかったわけですが、質問を進めていきますが、今回のウッドショックによる木材の高騰が主な原因だということは理解をしますが、具体的に今回積算で木材高騰によってどれくらいの金額が増えたのかということについてお聞きしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

当初の設計において、建物部分のみで設計した金額になりますと大体7,700万ほどというふうになります。今回木材の価格等の高騰によって、建物のみで設計をしてみると、大体1億6,500万ほどということになります。これを計算すると、建物、木造ですので、1.4倍の価格上昇があったというふうに捉えています。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ちょっと確認ですが、ウッドショックの影響で木材価格が高騰したことで、まず積算上は3,000万円以上を増やさなければならなかったということなのか、そこと契約案件なので、ちょっと工事の発注に関わることで関連になりますが、木材を使う発注工事、入札の執行状況の資料もありますが、そんなにかというふうに思いますが、特に建築工事になりますが、ほかの入札を終わっているような工事もありますが、ウッドショックでやはり木材の高騰分は

考えて発注をされているということなのか、その2点について。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 こちらの若者住宅の関係で言いますと、今回の当初予算の分でいずれ工事実施できる分というのが建物本体の分ということになりますし、あと附帯工事のほうでいきますと、先ほどおっしゃられた3,000万ほどの額の開きがあるということで、その部分が附帯工事の額になります。その部分につきましては、9月補正のほうで対応をお願いしたいというふうに考えています。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 今回一番の問題は、JVから単独の業者になったわけなのだけれども、その一番の原因は何ですか。

議長 聞き取れないようなので、もう一回お願いします。

9番 当初は、不調になったときは町内業者とのJVでやったわけなのですけれども、今回は町内の業者入らなくて単独で落札したという一番の原因は何でしょう。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。よろしく願いいたします。お答えいたします。

今回第1回目の若者単身用住宅建設工事の際には、町内業者6者を含むJV6者で指名をし、入札を執行しております。先ほど議員がおっしゃられていたとおり、入札不調という結果となっております。この結果を踏まえまして、令和2年度において総合給食センターの建築工事においてもJV6者指名し、入札不調という結果という事例がありましたので、その事例と同様の考え方で進めたものであります。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 こういう大事なこと、事例で運ぶものなのですか。

それから、3,000万ぐらい附帯工事が今回計上になっていないわけなのですけれども、将来的にはあとやめたのか、それとも附帯工事は3,000万、これから追加でやっていく、9月議会でやるということなのですね。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

附帯工事の部分につきましては、9月補正で予算を計上いたしまして、今年度中にまず実施をするようにしたいというふうに考えております。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 入札の方法に関してですけれども、先ほど事例というふうな表現をしました。本来入札不調となった時点で再度入札する場合には、不落に終わった指名業者については指名をしないというふうな考え方が基本になると思っております。今回2回目の入札を行うに当たっては、先ほど言いました入札が不調に終わったということ踏まえまして、1回目に入札指名しましたJV及び構成員については指名を見送らせていただいて、町外の5者を指名したというふうな流れになっております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 建築にかかわらず、いろんなものでかなり建設業界では町内の業者を使っただけないかという要望が強いと思うのですけれども、建築だけではなくて、全て町内は非常に疲弊しているわけですから、その辺を何ぼか考慮した経過があるかということをお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 これまで工事設計額が1億円を超える工事については、町内の業者が受注する機会の創出、技術の向上などを図ることを目的として、特定町営建設工事に指定し、JV方式で業者指名、入札執行を行ってきております。まず、1億円を超える工事ということで、最近では旧老

人福祉センターの改修工事、あと湯田庁舎の耐震改修等工事、これについてはJV方式で行っておりますし、あと令和2年度においては西和賀町総合給食センターの機械設備と電気設備工事については、JV方式で行っております。

なお、若者単身用住宅建設工事においても1回目の入札においてはJV方式を採用しておりますので、町内業者が受注する機会の創出という部分については十分配慮しているものと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 附帯工事は、また補正で出してくるということですが。これ一体なような気がするのですけれども、やり方としてはいろいろやり方あるのだと思うのですけれども、トータルして最終的に1億超えるのであればということからいくと、やり方というのはちょっと腑に落ちないところあるのですけれども、それは置いておいて、1回目不落になったときに、例えば設計変更とか、そういう協議とかもなされたのかということです。その点を確認したいと思います。ウッドショックというのは、大体分かるようなあれだったと思います。

それから、あとは、これ若者住宅、本当に時間かかって、入りたい人いっぱいいて、今までやってきたのですけれども、西和賀町の住宅の実態、今回も町外からの若者を呼びたいというようなこともありましたけれども、実際どれぐらいの人数がいて、それから町内の住宅の状況等を見て、それで間に合わなかったかということ。若者住宅基本方針においては、若者から選ばれ続ける住宅であるし、投資コストをまず考えて、バランスの取れた建物にするというのは分かるのですけれども、住みたいという人をどのようにやるかということ、これがどうもつながっていかないような気がするのですけれども、その辺について答弁願います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから設計

変更協議の話の部分についてお答えしたいと思いますけれども、いずれ5月24日に不調になったという段階におきまして、設計士の方と原因調査を行いまして、ウッドショックの影響が大きいということがありましたので、それを踏まえまして木材価格を新たに反映させてみるとか、あとなかなか長尺の木材というものが手に入らなかつたりという状況もありましたので、そういう部分をどのような形で補うかというような話し合いをしながら、改めて今回設計図書を作成しまして入札にかけたということになります。ですので、設計協議を行っての再入札ということになります。

住宅事情ということになるかと思えますけれども、今町の公営住宅という部分につきましては、若者住宅も含めて88世帯が入れるような形になっていると思います。あとは、民間住宅というものもあるのですけれども、いずれそれでは足りないというような状況でありまして、今回の若者住宅というものもその部分を補うために建設をしたいというふうに、それで実施しているものでございます。やはりこちらのほうでも今回整備する6戸という部分は、計画時点でそれくらいの人は入居の需要があるということで押さえておりますし、今現在もいろいろ事業者等からも問合せ、個人からもありまして、いずれその数というものも6戸プラスでいくと、もう十何件というような形で増えているものです。空き家の活用なども視野に入れながら、町のほうではいろいろ修繕の補助金を用意したりですとか、そういうような対応をしているところでございます。

あとは、移住者につきましても改めて建設するとか空き家を取得するというような形の補助を用意はしております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 落札できなかったときには、検討したということで長尺分が全体的に上がったというこ

とでの話ですけれども、附帯工事を見ると雪が前に落ちて、それを解かすやつなのだと思うのですけれども、屋根を片屋根にしてというのは最初の計画でそういう計画もあったのですけれども、経費がかかるということでそれはペケになっているのです。だとすれば、附帯工事やらないとするような、やっぱりそういうことも考えてもよかつたのかなと思うのですけれども、その点は検討をされたのかということですか。

あと、住宅に関して、若者住宅というのは普通の町営の住宅でどうしても質が違うものだと思うのですけれども、6棟、いわゆる6人が入るのに多額のお金を投資するということの意義について、もう一度確認したいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今回の若者住宅の設計につきましては、片屋根という部分も検討いたしましたけれども、いずれ切り妻屋根の方式という今回の形を用いたのは、要するに西和賀町の湯本の地区ということで温泉熱を利用した、そういうふうな新たな西和賀らしい住宅ということを意識して建設を進めているものでございますので、その部分につきましては変更をするという考えはございませんでした。

あと、町としての住宅というか、受入れの部分ですけれども、町内の事業所のほうに就職をされても住むところが結局なくて、近隣のほうから通われているという方は結構いるというふうなふうに捉えておまして、そういう方について町内に暮らしてというか、住んでいただきながら仕事に就いていただくということについては、町の総合戦略でも目指すところの定住というか移住という部分にとって大きな要素であるというふうに捉えておりますので、その部分につきましては重点的に取り組まなければいけないというふうに捉えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 最後になりますけれども、実態をもう少

し具体的な数値出さないと分からないというか、果たして建てて全部埋まるのかということと、高額でなくても入りたい人がどれだけいるのかということ、そして町全体の町営住宅がどういふことであるのかということをやらないと、これはそういう意味では冒険というか、やって、若者がそこで住んで、またここでずっと生活していくということがあるとするれば、それはかなりいいことだと思うのですけれども、全体考えたときに、その点も見えていかないと。そして、今回のやり方で、補正でまた3,000万ということが出ること自体が、本当に町民に対して我々がどういう説明するか、もうちょっと具体的に人数、何人ぐらいほかから来て住みたいとか、そういうところがないと、ちょっと不安なところがあるのですけれども、その辺、いかがですか。もう一回。

議長 高橋副町長。

副町長 では、今の質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

前に令和2年1月31日の議会の全員協議会で資料を配付して、ご説明を1度はしていますけれども、今のご質問はその資料の中にも詳しく整理して説明しております。平成27年10月の1回目のまち・ひと・しごと創生総合戦略で位置づけた計画を今ようやく実現できるというところの流れで来ているものだとということ、まずは理解していただきたいと思います。平成29年に女性が住みよいまちづくり推進監を配置して、女性用の住宅についてアパート、シェアハウス等々の検討をしてきております。その際に、従業員用の住宅の必要性ということで、町内の企業、14企業のほうにも需要の調査を実施しております。

それから、役場職員の女性職員40歳以下の30名に住環境に関するアンケートということで整備の場所とか、暮らしやすい間取りとか、家賃の範囲などについても調査して、その資料に基づいて庁内でプロジェクトチームをつくって

様々検討した結果、単身世帯用としては6から8世帯程度が必要だと。それから、防犯面から女性専用としないほうがいいと。男女の住み分けは、空室を生みやすいので、混合がいいのではないかとということで、様々そういったことを検討した上で、工学院大学の先生にそういった検討結果を相談しながら、これまで様々な住宅の設計等々を検討してきて現在に至っているというところでございます。

その際に、先ほどふるさと振興課長もお話ししましたけれども、町営住宅は全部で57棟の88世帯、それからそのほかに旧教員住宅も5棟に9世帯、それから民間の賃貸住宅も全部で9棟の37世帯、全て調査して空き状況はほとんどなかった。その当時、30年に調査したとき、ほとんど空きはなかった状態でした。

そういった町内の状況を踏まえ、それから将来必要であろうということも検討させていただいて、それで今回提案させていただいたのですけれども、タイミングがあまりよくなくて、ウッドショックということで当初予定していた積算から大幅に増加するということになったのは、非常に予想外の状況だったなというふうに思っています。その点については先ほどふるさと振興課長もお話ししたとおり、附帯工事と本体と分けた形で9月補正で附帯工事の部分はまた提案させていただいて、今年度中に工事を終わらせて、来年度募集して入居できるように早急に整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 高橋宏君。

8番 同僚議員の質問と重なる部分があると思うのですけれども、若者住宅については平成27年、平成29年当時から計画されていていっているのは、ただいま副町長から説明あったように承知しております。

ただ、ウッドショックがコロナ禍の影響で起

きたと同じように、各業種によってもコロナ禍において伸びている業種、伸びていない業種があります。昨年町内の業者でも、具体的な名称は申し上げませんが、16名ほど、いわゆるリストラに遭ったような企業もありまして、本当に我々議員としてもコロナ前に計画されたことで今達成しようというのは分かるのですが、コロナ後、いろんな業種によっては非常に業務を続けるのも大変な企業もあります。

この状況の中で、若者住宅を建設して、本当に入ってくれるのか。もし入ったにしても、ほかの公営住宅に空き住宅が増えるというような状況にならないのか、コロナ禍の後、たまたまこういうウッドショックということで事業費が増したのであれば、根本に返って、本当に今必要なのかという検討、先ほど担当課長からは問合せあるという話はあったのですが、具体的な企業名とか個人情報には申し上げられないと思うのですが、どのような業種の方で、本当にコロナ終わってからニーズがあるのかという点が1つ。

あと、先ほど入札関係で町内業者の話がありました。1回目の入札にはやったから、1回目はチャンス与えたから、2回目はチャンスを与えないのか、そこの部分を聞いていると思うのですが、1回目の入札ではチャンスを与えた。なぜ2回目には町内業者は入らなかったか、そこの質問だと思うのですが、先ほど総務課長の答弁ですと1回目は町内業者にはちゃんとチャンスを与えましたという答弁だったので、こちらが聞きたいのは2回目の入札ではチャンスを与えなかった理由はなぜなのかという点だと思いますので、その2点について答弁をお願いします。

議長 高橋副町長。

副町長 では、私のほうから。入る人がいるかどうかという、コロナの状況で環境が変わったのではないかということですね。具体的にどこの会社がどうだというのは、ちょっとあれですけ

れども、コロナの関係で首都圏から田舎志向というか、こういう地域に回帰してくる志向がかなり強くなってきているなどというふうに感じております。その1つは、まず職員採用についてもちょっと今年いろいろ工夫して、採用の仕方も少しいろいろ改善したのですが、これまで以上に応募者が多くて、そういった1つでもうちの町に対しても結構注目していただいているなどというふうな感じでおります。

それから、直接住宅とはあれかもしれませんが、いろいろな新聞報道でも報道していただきましたけれども、若い人がコーヒーとか、そういうお店、ショップとか新たに開業して、西和賀は結構若い方なんか戻ってきて、そういう取組をしているということを経々紹介していただいていますけれども、おっしゃるとおり全体的には確かに業種によっては非常に大変な業種もあるのですが、全体的な傾向とすれば、首都圏からこちらというか、こういう地方のほうに回帰してくる流れというのは、何となくというか、職員採用にしても、いろいろな取組にしても、そういった傾向はあるのかなと。そういう意味でも、そういう環境をいち早く整備していくことがますます必要になってくるのかなというふうに思っています。さっき課長もちょっとお話ししましたが、個別には西和賀さわうち病院の職員の住宅とか、いろいろ様々お話しされているのは事実です。そういった意味で、早急に若者住宅を整備して、若い人が西和賀町に一人でも多く来て暮らしていただけるような環境をいち早く整えていきたいなどというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目の2回目の入札でJVをということなのですが、ご承知のことだと思いますけれども、今回予算的にもかなりオーバーした部分もありまして、やっぱり予算的な部分からもJVを組むのと、それから単発でやるのではちょっとそういった相違もありまして、

様々そういったことも考えた上で、2回目の選択というか、そういう対応をしたということで、それは昨年度の総合給食センターの入札も同様です。そういう同様のことを踏まえて、今回も算段させていただいたということですので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 ニーズがあるということで、私の聞いている範囲とはちょっと差があるなという思いがあるのですけれども、私のこういう感覚的な意見と言え失礼なのですけれども、若者住宅、単身住宅整備するところにはまちなか交流館がありまして、多分今年の夏ですとあのテラスにはなかなか入れないほど暑い状況だと思います。まちなか交流館の活性化とかわまち事業ということで、総合的に若者住宅も整備しなければいけないという、そっちに重きを置いてこの事業を推進というふうに言っているのではないかというふうな印象がありましたので、そうではなく本当に若者住宅が必要だというニーズで進めているのであれば、私もそれについてはいいことだと思うのですけれども、どうも目的が当初の目的からあの地域の活性化のためには、何としてもこれも造らなければいけないという、そちらのほうに重きを置いて事業が進められているのではないかという、そういう印象を持っていますので、そうではなく本当に若者住宅が今あの地域に必要なのだというような点が加えてあるのであれば、その点を説明していただきたいと思います。

議長 高橋副町長。

副町長 私のほうから、繰り返しになりますけれども、若者住宅は、先ほどもお話ししましたとおり、平成27年度のまち・ひと・しごと総合創生戦略策定したときに、もう既に検討を始めていますので、かわまちづくり事業はその後の話ですので、もちろん湯本地区に限らず西和賀全体、地域振興というかわまちづくりを考えていか

なければ駄目なのは、それはそのとおりなのですけれども、かわまちづくり事業があって、何かそれをやって住宅を造らなければ駄目だと、今おっしゃったような、そういった話ではないということをご理解していただきたいと思いません。

議長 当局に対しても、副町長、質問者が聞いていることに対して簡潔に話をしていただかないと、やっぱり今回は今請負契約の契約の議決ですから、明確に答えてください。

深澤重勝君。

7番 同僚議員の様々なやり取り聞いたのですが、ちょっと聞き取れなかった部分と、あるいは当局が意図的に答えていないのかなという部分もあったように受けられたので、確認の意味も含めてお伺いします。重複する部分もあるかと思いますが、その部分をご容赦願いたいと思います。

この件についての前回の予定価格と今回の入札の予定価格を同僚議員が聞いておりましたが、ちょっと答弁聞き漏らしたので、このことを改めて全体の予定価格と今回の予定価格、そして今回の入札に至るまで、1回目と、前回と今回の事業、工事の内容についての大きな変更点があったとすれば、何が大きな変更点があったのか。変更点がなく入札入れたとすれば、金額的にかなり大きくなっているはずですが、具体的にその辺あたりの点についてをお伺いします。

議長 先ほど同僚議員が聞いている質問と同じ内容ですから、聞き取れなかったということですから、明確に答えてください。

総務課長。

総務課長 予定価格の差額についてお答えいたします。

税抜きで290万の差額が発生しております。

7番 俺が聞いているのは、前回予定価格。

議長 前回の予定価格。

総務課長 5月25日に執行した入札の予定価格は、税抜きで9,971万7,610円で、7月29日に実

施した予定価格、税抜きで9,681万7,000円となっております。

議長 条件の関係もお願いします。工事内容に変更あるでしょう。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 当初の設計と今回の設計の変更点につきましては、いずれ当初の設計につきましては建物の分と附帯工事ということで、その分一体的な設計額というふうになっています。附帯工事というのが熱交換設備ですとか、あとは融雪池というような部分になっております。

1回目の入札をした際に不調に終わりました、新たに積算をし直すと、当初予算で実施できる分で考えると、建物分しか工事は施工できないだろうというふうに捉えたものですので、いずれ附帯工事の分につきましては新たに9月の補正で措置をお願いしたいというふうに考えるものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今附帯工事とは言うけれども、融雪の関係、除雪の関係は、先ほど同僚議員もあつたように、そしてまた当初に設計した段階でいろんな議論があつたように、ただ単に付録のようについた工事ではないはずで、この融雪施設は、これは、あくまでも附帯施設の付録のような感覚で取り扱ってやるということ自体、何らかの意図があるのかどうなのか、ちょっと理解に苦しむのですが、絶対的に必要なやはり融雪施設だとすれば、附帯工事の後で補正云々ではなくて、ここに一体的にこういうことを提案してやるべきではなかったかと思うのですが、どういうわけで後で補正を出すというような、その考え方はどの辺から来ているのですか。

議長 質疑を始めてから1時間経過しているので、ここで換気のためにちょっと休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えしますが、建物と附帯工事ということで話をしておりますが、これは本来議員がおっしゃるとおり一体的に実施するものですが、今回ウッドショックという不測の事態が発生いたしまして、当初予算の中では建物部分しか実施できないということから、第2回目の入札では建物部分の入札を行ったということです。附帯工事につきましては、9月の補正で予算措置をお願いする形で、契約変更する形で進めたいというふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 いや、それぞれやる手法は、皆さんはプロでしょうから、当初予算云々ということよりも、これは別個にやるということは無駄な金もかなりかかるのではないかと思うのですが、その辺あたり1点と、今まで時間もあつたわけですから、そういう予算措置なり何だりも含めて、今言ったようにただ単純に当初予算内でやるというような、単純なあまりにも簡単な発想というか、その場逃れ、答弁のための答弁というふうに聞こえるのですが、その辺あたりいかがですか。念のために。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回建物と附帯工事ということで一体的にということではございますけれども、先ほどから話をしておりますとおり、今回は不測の事態で建物の分しか工事できないということでしたけれども、全体の設計のほうを見直すに当たり、今回例えば予算計上もまたできればよかったですけれども、今回につきましてはその部分間に合わなかったということもありますので、9月の補正のほうで不足している部分の予算は計上させていただきまして、工事としては一体的に行うというふうに考えています。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 ここに至ったわけですが、取りあえず今の課長の答弁は聞いておきます。

それと、これも一応念のためにあれなのですが、先ほども町内業者の2回目に指名しなかったという同僚の質問について明確な答え、「ご承知のことと思いますけれども」と副町長はあったのですが、ご承知していること、我々においては何もないので、もう少し具体的に町内業者を指名しなかった内容についてお伺いしたいというようにも思いますし、それからいろんな面でほかの部分にもかなり影響する分があるのですが、参考までにこれはウッドショックという言い方かなりするのですが、1.4倍という表現、答弁あったようですが、今の木材価格、立法当たり幾らが幾らになったという具体的な数字を参考までに教えていただきたいのですが、いかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 木材価格の動向について、部材ごとというような数値なのですけれども、まずこちらのほうで捉えておりましたのは当初の建物の設計額と、あと新たに設計し直した額との開きの部分で計算した際に、1.4倍というふうにまずなるということでございます。設計内容の中で、ちょっと見てみますと、木材によってはやっぱり1.4倍から2倍ぐらいというような形で開きが部材ごとにあるようでございますので、今一概にどの木材がどれくらい高騰しているかということはこちらにちょっと資料がないので、申し上げられませんが、計算上は今回は1.4倍ぐらいの開きが出てきたということです。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 2回目の指名に当たって、町内業者を指名しなかった理由についてですけれども、まず1回目の入札結果を踏まえまして、当然予算的に差額等が発生しておりますので、その辺も

入札の結果も踏まえて検討した結果、今回指名は見送ったということになります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 最後にしますけれども、先ほど木材価格の詳しい数字つかんでいないということだったのですが、それはそれでそのレベルであればと言えば失礼なのですが、これのウッドショックと言われるぐらいのこれだけの相場の動きがあるときに、それぞれ事業をやって発注する側からすると、具体的に実勢価格どの程度になっているかぐらいは当然つかんでいるはずなのですが、つかまなければいけないはずなのですが、一応そのことだけは言っておきたいというふうに思います。

それから、町内業者についても1回目の入札のときの金額なんていうことを言っているようですが、やや同じような具合で、あまりにも開きがあるから話はともかくとして、発注する設計内容、工事内容がかなり違っているわけですから、1回目のときの入札価格の開き云々というのは、これは理屈にならないと思うのです。大体同じような設計で同じような工事量でやったときに開きがあるとすれば分かるのですが、内容がかなり違っているわけですから、そのことを盾に取って、そのことを理由にするというのはちょっと理解し難いのですが、いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

設計の変更という部分に関しては、数量等については大きく変わってなくて、単価の見直しということなので、まず工事内容としてはほぼ同じものであるというふうに考えております。以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第4号 若者単身用定住促進住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第5号 給食運搬車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 給食運搬車の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は次のとおりであります。1、取得する財産、給食運搬車2台。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額1,243万円。

4、契約の相手方、岩手県北上市飯豊23地割130番地2、岩手三菱ふそう自動車販売株式会社花北支店、支店長、高橋信也。

参考までに、納期は令和4年2月18日、見積り聴取事業者は町外の自動車販売事業者4者、見積書の開封は7月26日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 これ2台購入ということで、ゲートあり、ゲートなしの2台ということで、湯田地区、沢内地区で違うことなのでしょうけれども、2台の使用方法、なぜゲートのありなしでの各2台になったのかについて詳しくお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 今ご質問ありましたリアゲートのリフトありなしについてお答えしたいと思います。

沢内小学校、沢内中学校については、既に給食搬入口がありまして、高さの微調整はあるのですけれども、リフトなしで対応できますので、リフトなしで車両対応したいということになります。

湯田小学校、湯田中学校方面につきましては、給食搬入口がありませんでした。今搬入口の設置を行っていますが、学校によってもともと高さがちょっと違う部分もあるので、その調整をリフトありで対応したいということになります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 給食運搬車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。

これをもって第14回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時34分 閉 会